

会 議 録

第 2 1 回定例会

開会 令和3年3月22日

教育委員会会議録

1 開 会 令和3年3月22日 午前9時30分

2 閉 会 令和3年3月22日 午後零時35分

3 教育委員会出席者

| | |
|-----|--------|
| 教育長 | 榎 浩一 |
| 委 員 | 小林 信行 |
| 委 員 | 河口 雅子 |
| 委 員 | 菊池 健次 |
| 委 員 | 島 隆寛 |
| 委 員 | 三木 千佳子 |

4 教育長及び委員以外の出席者

| | |
|------------------|---------|
| 副 教 育 長 | 平井 琢二 |
| 教 育 次 長 | 藤本 和史 |
| 教 育 次 長 | 藤田 完 |
| 政 策 調 査 幹 | 大久保 久美子 |
| 教 職 員 課 長 | 小倉 基靖 |
| 学 校 教 育 課 長 | 木屋村 浩章 |
| グローバル・文化教育課長 | 小林 恭子 |
| 特別支援教育課長 | 猪子 秀太郎 |
| 人権教育課いじめ問題等対策室長 | 高畑 聖 |
| 体育学校安全課長 | 吉岡 直彦 |
| 防災・健康教育幹 | 三原 善仁 |
| 生涯学習課長 | 木野内 敦 |
| 教育次長(教育政策課長事務取扱) | 長町 哲治 |
| 教育政策課副課長 | 倉橋 文代 |

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 2月定例県議会における質疑応答の概要について報告する。

[議 事]

教育長 議案第89号、議案第93号及び議案第95号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第84号 徳島県教育振興計画（第3期）の改善・見直しについて》

教育長 説明を求める。

政策調査幹 内容等を説明する。

〈質 疑〉

島委員：目的と目標は違う。目的については、現場の先生が目的に沿って何をすべきかを策定した方が、より現場に近い考え方ができるのではないか。県教育委員会の組織としての決め方がわからないがトップダウン式ではなく、現場の先生が話し合い、その意見を県教育委員会に届けるようなボトムアップ式の方がいいのではないか。また、今年はコロナのこともあり、施策が増えているのではないかと思うが、毎年やるべき項目は増えているのか。また、項目を減らすことが組織にとって悪になっていないか。GIGAスクール構想と働き方改革、相反する課題に取り組もうとしている。有効性の劣る物は減

らして業務を効率化するしかないのではないかと思う。

政策調査幹：策定についてはトップダウン方式である。ただ、現場の先生方にホームページ等で教育振興計画の内容を周知するのは当然のこととして、研修等でも今年度の振興計画の内容を知らせるようにしている。また現場の意見を聞く機会も設けている。ただ、島委員からの御指摘のとおり振興計画の項目数は多く、スクラップアンドビルドにも留意し、計画の見直し等を行っていききたい。

小林委員：同じ内容の施策が掲載されているところがある。例えば28と142は同じインターンシップの話である。同じ施策でも重点項目が違うため再掲しているのか。

政策調査幹：そうである。同じ施策でも重点項目の違いから再掲している。

小林委員：142の所に（25再掲）と書いているが、28の間違いではないのか。

政策調査幹：申し訳ありません。記載が間違っている。

小林委員：このような場合もあるのでしっかりとチェックし、見直していってもらいたい。

河口委員：振興計画については、その年にあった改善・見直しを行っているのではないかと思う。例えば今年度であれば、来年度に向けて、GIGAスクール構想や働き方改革等の改善・見直しが行われており、大変な作業であったと思う。この施策の進捗状況の調査については、現場の先生方が行っているのか教えてほしい。

政策調査幹：各担当を通じて先生方へお伺いしている。

河口委員：それぞれの政策は素晴らしいが、重複するような調査はできるだけ簡素化したり、減らすようにしてして、学校現場に負担にならない方法を考えて欲しい。

教育長：河口委員がおっしゃったように、調査を行うときに学校現場に負担がかからないような方法を考えているところである。また、島委員がおっしゃったように目的と目標はちがう。できるだけ現場の意見を聞いた上で、改善・見直しを行っていききたいと考えている。ただ、そのような精密な作業になると、作業等で現場の負担も大きくなってしまう。バランスを考えながら行っていききたい。

| | |
|-----|-------------------------|
| 教育長 | 議案第84号を原案どおり決定してよいかを諮る。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 議案第84号を原案どおり決定する旨を告げる。 |

《議案第 8 5 号 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
長町教育次長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第 8 5 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 8 5 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第 8 6 号 徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
長町教育次長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

島委員：出勤時間に偏りが無いよう、校長・教頭が先生方と話し合いをし、バランスよくなるような運用をするのか。

長町教育次長：今回の改正は教育委員会事務局等の職員を対象とするものである。

小林委員：勤務形態は、一度決めたら 1 年間は継続ということになるのか。

事務局職員：「あわ・なつ時間」を導入していた時も半月単位での変更を可能としていたため、今回 4 月から導入される勤務形態についても半月単位で本人の希望を踏まえ、変更可能とする運用をしたいと考えている。

教育長 議案第 8 6 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 8 6 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第 8 7 号 行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について》

教育長 説明を求める。
長町教育次長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

河口委員：効率化という意味では非常に素晴らしいので推進していただきたいが、確認や様々なチェック機能を図った上で、慎重に進めてほしい。

長町教育次長：中には押印を廃止しないものもある。印鑑登録証明書を添付した上で実印を求めているものや債権管理のために必要となるもの、申請者の添付書類として提出される他機関が発行する証明書といった、押印を実質的に求める必要があるものについては、引き続き押印を求めることとする。

教育長 議案第 87 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 87 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第 88 号 徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について》

教育長 説明を求める。
長町教育次長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第 88 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 88 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第 90 号 徳島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則及び徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
グローバル・文化教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第90号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第90号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第91号 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
グローバル・文化教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：借用証書の署名の箇所は、本人も押印が必要なのか。

グローバル・文化教育課長：借用証書は本人が自署し、借りていることを自覚していただくとともに、今後この借用証書によって返還を進めていただくことを促すため、押印をお願いするものとしている。

小林委員：連帯保証人、保証人は、実印押印と印鑑登録証明が必要であるが、本人も普通の個人的な印が必要ということか。今までの押印省略の流れから考えると、不要と思うが、押印が必要なのか。

グローバル・文化教育課長：他課の奨学金等貸付制度の押印も調べたところ、借用証書については押印を残している状況である。

教育長 議案第91号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第91号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第92号 徳島県英語教育推進計画COMPASSについて》

教育長 説明を求める。
グローバル・文化教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

河口委員：今までの英語教育の取組において実績も上がってきている。ここに示されているように、英語力も上がっている。引き続き、こうした取組を進めてほしい。

教育長 議案第92号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第92号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第94号 徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第94号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第94号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項2 読書の生活化プロジェクトVIについて》

教育長 報告を求める。
学校教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：読書の生活化プロジェクトVIの取組は素晴らしいと感じる。しっかりと取り組んでもらいたい。学校図書館での電子書籍の利用状況はどうか。

学校教育課長：市町村立学校に関しては、電子書籍の導入、活用はこれから進めていくという状況である。県立学校に関しては、県立図書館の電子書籍を活用することができる。

小林委員：これから電子書籍が増えていくと、紙の書籍、学校図書館の衰退へつながることはないか。

学校教育課長：学校図書館を活用した読書活動の推進に加え、各教科等の授業で図書や学校図書館を活用した取組を推進し、読書の生活化を図っていききたい。

河口委員：読書活動について、素晴らしい実践を重ねている園・学校が県内にある。また、新聞の活用に関しても良い取組が見られる。これからの3年間で、素晴らしい実践について広報し、広げ、ますます充実したものにしていてもらいたい。

《報告事項6 徳島県社会教育委員会議の提言について》

教育長 報告を求める。

生涯学習課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

島委員：地域の住民や企業の方々と連携するということが、説明にあるような取組を実施することについて、連携先への十分な周知がなければ協力を得にくいと思う。加えて学校の管理職が地元の人材を熟知していれば、適切な人選が可能だと思う。学校と地域との連携についての具体策はあるのか教えていただきたい。

生涯学習課長：県教育委員会では、地域と学校の連携・協働の取組として、「地域学校協働活動」の事業を推進している。当課では、地域の方々に学校教育の諸活動へ参画していただく仕組み作りを進めているところであり、学校教育として進めるコミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、より良い教育施策を実現できると考えている。特に、「地域学校協働活動」等に参画していただいている方々へ事業の広報・周知を図り、地域と学校が連携・協働した取組が展開できるような体制を構築している。

島委員：「コミュニティ・スクール」という語句はイメージがつかみにくく、一般の方々の認知度は高くないように思う。例えば、「地域の方々と共に学校の在

り方を検討する会議」のような実態に即したネーミングの方が分かりやすいのではないか。そもそも「コミュニティ・スクール」とは、今、申し上げたような理解の仕方よろしいか。

生涯学習課長：そのとおりである。

小林委員：提言の「地域づくり」の中にある「徳島版トークフォークダンス」は元々、存在する言葉なのか。

生涯学習課長：「トークフォークダンス」は県内では新たな取組となる。他府県では、この手法を用いた社会教育の好事例があり、それを「徳島版」に改良し、若い世代と地域で活動する方々との「熟議の場」を創出するための手法である。「フォークダンス」のように、対話相手を交替しながら種々の課題テーマについて情報交換や議論の深化を図る参加型ワークショップである。もちろん、コロナ対策はしっかりと講じた上で事業を実施して参る。

小林委員：よく理解できた。ただし、初めて聞くと分かりにくい言葉であるので、分かりやすくなるよう、工夫をお願いしたい。

生涯学習課長：学校や地域の方々への説明も予定している。十分、御理解いただけるよう、解説等の工夫をして参る。

教育長：日本語に変換しにくい部分もあるが、担当課には、学校等への丁寧な説明をお願いしたい。

《報告事項1 スマートフォン等の適正な利用の推進について》

教育長 報告を求める。

人権教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：スマホサミットに参加する人はどのように選ばれるのか。

人権教育課長：スマホサミットは令和3年度からの取組になる。オンラインも想定している。各校の優れた取組を出し合い、高め合い、各校に持ち帰って実践につなげるということを考えている。参加するのは、学校代表である。

河口委員：市町村教育委員会へ通知はするのか。

人権教育課長：4月から活用できるよう、案内文書を出す。

河口委員：4月当初は文書も多い。大事なことなので、これを見過ごすことなく活用

するよう、管理職に周知徹底してほしい。

藤田教育次長：ホームページに掲載している資料には、本県で作成したものもあるが、文部科学省や内閣府、警察庁等で、今までに作成されたものもある。保護者に見ていただくという意味を含めて、それらを系統立てて整理し、掲載していることを御理解いただきたい。

《報告事項3 第3回徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について》

教育長 報告を求める。

いじめ問題等対策室長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

河口委員：いじめだけではなく、コロナ禍の中で自殺者の急増や学校現場での不登校の問題などが非常に大きくなっている。そういった課題に、一人一人の教員がしっかり関わる姿勢が今まで以上に必要になってくると考える。いじめ、不登校、自殺の問題など関連すること全て含めて、教員の姿勢をより一層重視していくことを認識していただきたい。また、審議会の報告に、教師がいじめの定義の理解や未然防止の意識を持つ必要があると記載があるが、そういう意見があったのか。

いじめ問題等対策室長：そうである。

島委員：いじめの認知に関して、認知件数を減らす方向で数値目標の設定をすると、いじめはないと判断した方がよいのではと、間違った思考になる可能性がある。調べ方を慎重にすると同時に、むしろいじめの認知件数が増えている方が、子どもを良く見ているという捉え方もできるので、教員に対し、そのように指導していただいた方が保護者としても安心する。

三木委員：そのとおりだと思う。当然、認知件数が多ければよいというわけではない。ところで、同じ学校の生徒同士ではないケースのいじめ事案はあるのか。

いじめ問題等対策室長：いじめの定義上、一定の人的関係にある間柄であれば、例えば同じ学校でなくても、違った集団の中でもそれはいじめとなる。

三木委員：先生から特定の生徒へのいじめはどうか。

いじめ問題等対策室長：いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義では、ともに児童生徒であることとなっている。ただ、教員から子どもたち

への関わり方について、ニュース等で問題になっている事例があるのは認識している。

三木委員：先生にそのつもりがなくても、いじめは、一人一人の受け取り方の問題にもなってくる。

教育長：委員からも御指摘いただいたように、教員からのいじめについては、基本子ども同士の間でもいじめも含めてあってはならないことである。こうした御意見が出てくるということは、言葉遣いであるとか態度であるとか、子どもの人権をしっかりと把握できていない教員がいるのではないかという、厳しい御指摘だと捉えている。いじめについては、未然防止が非常に大切である。そこをしっかりと認識して取り組んでいくべきである。委員の皆様も、学校現場を見て、お気付きの点があればお知らせいただき、お互いに情報共有を行いながら取り組んでいきたい。

《報告事項4 学校防災管理マニュアルの改訂について》

教育長 報告を求める。

防災・健康教育幹 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：自然災害についての今回のマニュアルについては、大変よくできていると思う。前回質問した不審者等の人為的災害に対するマニュアル等は現在策定中ということか。

防災・健康教育幹：自然災害以外の対応について、いわゆる生活安全の領域に関する不審者対応やミサイルへの対応等については、個々に各学校で対応しているところである。

島委員：20ページに大津波警報・津波警報が出ているときは、原則帰宅させないがあるが、長時間、学校等に待機させることになる可能性があると思う。事前に保護者等へ周知を図り、備えておくことが必要ではないか。夜になり、学校に泊まることになるかもしれない場合、教員も戸惑うのではないか。

防災・健康教育幹：引き渡し訓練については、小中学校を中心に、学校で訓練しており、実際の最終判断については、学校長の判断によることとなる。引き渡す際も、通学路や地域の安全状況を必ず確認して、安全であると確認してから引き渡すことになる。ただ、まずは、子どもの命を守ることを第一に考え対応しなければならないとの共通理

解のもと、対応していく。

河口委員：学校現場では、特に災害時には、校長も判断に迷うことが多々あると思う。今回のマニュアルには、具体的な対応が書かれており、判断の参考となる。この学校防災管理マニュアルを職員全員で共有し、判断する際の参考になるよう、全教職員で活用し、危機事象に対応してほしい。

防災・健康教育幹：委員の言うとおりに、まずは原則があって、その上でそれぞれの状況に応じて対応していけると考えており、原則をきちんと伝えることが大切と考えている。4月に発出するとともに、5月の学校防災研修会でも丁寧に説明を行い、委員の意見も伝えていきたい。

菊池委員：高校生防災士の資格取得の状況については、どうなっているのか。

防災・健康教育幹：本年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予定人数を半数に減らして高校生防災士育成に取り組んだ。来年度は、計画通りの人数に戻し、高校生防災士の育成を行う予定である。

菊池委員：中学生の防災士資格取得を進めるなど、対象を広げる予定はないのか。

防災・健康教育幹：発達段階に応じた対応が必要と考えている。県立中学生には、希望があれば防災士資格の取得を認めているが、まずは高校生が防災士資格に挑戦し、地域と連携した防災活動に取り組んでいる。発達段階に応じ、小学校の段階での自助、そして中学・高校と成長するにつれて共助の精神を育むこととなる。中学生はまず共助の基礎について学び、さらなる取組として、高校生で防災士資格に挑戦していただくということである。

小林委員：避難訓練についてだが、自分の経験では、いつも校庭に避難して集合する、そして校長先生の講話を聞くなど、段取りが決まりきっている。そんな訓練はしないほうがよい。校庭に集まるのが危険な場合もある。災害はいつ、どんなときに、どんな被害が発生するかわからないのだから、学校に伝えてほしい。

防災・健康教育幹：どこに避難するのが安全かについては、学校や災害の状況により異なる。県教委としては、各学校において一次避難場所、さらに二次避難場所と複数の避難場所を設定し、安全に避難するための訓練を実施するよう依頼している。また、避難のタイミングにより、授業中、休み時間等でも避難の方法が異なるため、色々な状況を考えて、実践的な避難訓練を実施していきたい。

小林委員：私は、晴れた日にしか避難訓練をしたことがないが、実態はどうか。

防災・健康教育幹：様々な状況を想定して避難訓練を実施するよう、マニュアルにも明記してあり、各学校へ周知を図っていきたい。

河口委員：防災士資格を取得している教員はいるのか。

防災・健康教育幹：県教委としては、教員防災士の養成についても取り組んでおり、今年度は、新型コロナウイルス対策で半数程度になったが、毎年30人の養成を図り、各学校に配置（県立学校には各1人）している。

河口委員：災害が発生している状況を踏まえ、学校に防災士資格を取得した教員がいるということは大切なことだと思う。大学でも、防災士資格を取る学生が増えており、ぜひ教員防災士の養成の取組を推進してほしい。

三木委員：災害時の対応や避難場所について、学校から通知も来るが、保護者としても不安なので、保護者と学校で質問・協議をする場を設けてほしい。

防災・健康教育幹：検討したい。

《報告事項5 NEO徳島トップスポーツ校強化事業のカテゴリーについて》

教育長 報告を求める。

体育学校安全課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし。

《協議事項1 令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱について》

教育長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

河口委員：採用審査の期日など、日程は今年度と比べて違うのか。

教職員課長：今年度が令和2年7月18日となっていることから、今年度とほぼ同じ時期の実施としている。

河口委員：全国的に見て教員志望の若者が減ってきているのが現状である。徳島県においては、近隣県等と比べて教員採用審査における倍率が比較的高い水準を維持している。今後も倍率を維持し、意欲ある職員の採用に努めてもらいたい。

教職員課長：本県における教員の大量退職が都市部に比べて数年遅れていることも原因の一つと考える。また、県内には、優秀な教員志望者を輩出してくれる大学があることも教員志望者が高い要因であると個人的に考察している。今後も、パンフレットの作成・配布、5月には大学での説明会等、志望者の確保に努める。

河口委員：昨年度は、教員募集の動画作成などしていただいたが、今後も教員志望者の増加に繋がる施策等の充実を図っていただきたい。

小林委員：子どもたちの一番身近な職業は、教員である。子どもたちが憧れるような教員、いきいきと輝いている教員として働けるような環境整備が必要ではないか。

教職員課長：ある民間企業が実施した、小・中・高生を対象とした「将来なりたい職業」アンケート結果を見ると、どの校種においてもY o u T u b e r等とともに教員がトップ5に入っている。教員の志望者が減ってきているということは、教職が負担が大きい職業だと認知されているのではないかと考える。学校における働き方改革を今後も進める必要がある。

島委員：小松島市の会合で2030年には児童生徒数が3分の2に減少するというデータ（グラフ）を示され、児童数や学級数の減少を強く実感した。今後、出生数の減少・学校再編等から10年後20年後の学校の状況を踏まえ、バランスのとれた採用を計画的に行っていく必要がある。

教職員課長：採用数については、今後の児童生徒数や教員の退職者数を勘案するとともに国の動向等も考慮しながら適正な採用に努める。

教育長 協議事項1を議案第96号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第96号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第96号を原案どおり決定する旨を告げる。

[非公開]

《協議事項2 職員の処分について》（追加）

《協議事項3 職員の処分について》（追加）

《協議事項4 職員の処分について》（追加）

《報告事項7 服務上の措置の実施状況について》（追加）

《議案第95号 徳島県いじめ問題等対策審議会委員の任免について》

《議案第93号 令和2年度徳島県藍青賞（特例対象期間）の受賞者について》

《議案第89号 人事異動（事務局等課長級以上の行政職員の異動）について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後零時35分